

令和4年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会・第一分科会〔出納局所管〕開催状況

開催年月日 令和4年12月12日(月)

質問者 日本共産党 宮川 潤 委員

答弁者 会計管理者兼出納局長、出納局次長、
財務指導課長

質問内容	答弁内容
<p>一 消費税の適格請求書等保存方式について</p> <p>(一) 中小業者等のインボイスの影響について 消費税の適格請求書等保存方式、すなわちインボイス制度について、中小業者やフリーランス・個人事業主から反対の声が上がっております。 現在、消費税免税となっております、年間1,000万円以下の売上げの事業者にとって、インボイス登録で増税になるというのはどういうことなのか、まず仕組みについて明らかにしてください。</p> <p>(二) 道の各会計の消費税納税状況について 本道は、課税業者として登録していますか。 しているのであればその納付額とともに明らかにしてください。</p> <p>(三) 道のインボイス制度による事務的影響について 本道はインボイス制度の導入によって、まず事務的な影響は受けることがありますか伺います。</p>	<p>(財務指導課長) 中小企業者のインボイス登録の影響についてでございますが、免税事業者である中小企業者が課税事業者となり、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、適格請求書を発行するための準備や消費税等の申告・納税などの新たな事務負担が生じることとなるところでございます。</p> <p>(財務指導課長) 道における消費税等の納付状況等についてでございますが、道の全18会計のうち消費税等の申告義務がない一般会計を除きまして、特別会計は、道営住宅事業特別会計と地方競馬特別会計の2会計、公営企業会計は、電気事業会計や病院事業会計などの5会計、計7会計が消費税等の納税対象となるところでございます。 各会計の令和3年度における消費税等の納付額は、特別会計では「道営住宅事業特別会計」が1,193万円、「地方競馬特別会計」が約5,679万円となっております。 また、公営企業会計では「電気事業会計」が約3億8,511万円、「工業用水道事業会計」が約8,154万円、「病院事業会計」が1,357万円となっております。 なお、「公共下水道事業会計」及び「流域下水道事業会計」は、仕入控除税額が課税売上にかかる消費税等額を上回っているため還付されているところでございます。</p> <p>(財務指導課長) 道におけるインボイス制度の導入準備についてでございますが、この制度に基づく適格請求書を発行するためには、現在の納入通知書の記載事項に加えまして、「インボイス発行事業者の名称及び登録番号」「適用税率」「適用税率ごとの消費税等額」などの記載のほか、当該適格請求書の写しを7年間保存することとなるところでございます。 そのため、納入通知書の様式等の変更や保存方法の見直しなどに伴う、システムの一部修正や規則等の改正を行う必要があるものと考えているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) 免税業者と取引することによる増税について インボイス制度のもとで、本道が免税業者と取引することによって、増税になるなどの影響がありますか、伺います。</p> <p>(五) インボイス登録していない業者との取引について 道として増税になるということですね。道はインボイス登録をしていない中小零細業者や個人事業主と取引することで納税額が増えるということですが、中小零細業者、あるいは個人業者を取引から排除すべきでないと考えますけれども、どう対応しますか。</p> <p>(六) インボイス制度の中止要請について 道としては増税になっても、排除はしないということですね。 本道は中小零細業者、個人事業主の排除はしないとのことですが、道としての増税を回避するためには、インボイス制度の導入を中止するように、国に要望すべきですけれども、どう行動するか伺います。</p> <p>影響の軽減策について要望しているということがあります。 一層の、フリーランスあるいは中小零細業者の不利益が生じないように、取組を強化していただきたいと思いますが、私は根本的にはその軽減策というよりも、インボイス制度の導入をしないということが道にとって納税を回避する一番確かな道だという風に思いますので、その点について、国に要望されるようにですね、あらためて申し上げて、質問を終わります。</p>	<p>(財務指導課長) インボイス制度導入後の消費税等の納税額についてでございますが、この制度におきましては、道が課税事業者と契約し、適格請求書の提出を受けた場合は当該契約に係る仕入税額控除を受けることができ、一方、免税事業者などの適格請求書を発行することができない相手方と契約した場合は当該契約に係る仕入税額控除を受けられないため、結果的に道が納める消費税等の額が増加することが見込まれるところでございます。</p> <p>(出納局次長) 契約の相手方の選定についてでございますが、道の契約は、原則、一般競争入札によることとしておりまして、その執行にあたっては、あらかじめ入札に参加するための資格を設け、参加しようとする者が当該資格を有するか審査しております。 資格の設定にあたりましては、当該契約の目的を達成するために必要なものに限り定めることができるとされておりまして、道といたしましては、インボイス登録がされている事業者であることを競争入札の参加資格として設定することは、適当ではないと考えているところであり、国においても同様の見解が示されております。</p> <p>(会計管理者兼出納局長) インボイス制度導入への対応についてでございますが、この制度の導入により、免税事業者等は、仕入れをする買い手から、税額控除ができないことを理由に仕入れを回避される可能性があるなどとして、現在、国において、こうした影響の緩和に向けて、制度導入後6年間は一定の割合で仕入控除を可能とするなどの経過措置が設けられているところでございます。 また、制度の導入にあたっては、取引に関係する事業者の皆様のご理解が不可欠であることから、現在、関係部において、国が開催するセミナーの参加や相談窓口の活用などを通じて、制度の周知・徹底を図っておりますほか、地域の現状や関係団体からの要望も踏まえ、懸念される影響の軽減策について、国に対し引き続き要望するなど、事業者の皆様のご負担軽減に努めているところでございます。</p>